



向別川水系外流域治水協議会での 検討事項と進め方

北海道日高振興局

●流域治水対策の検討

今回の協議会：検討着手を宣言するもの

- ・関係機関（北海道、国、市町村など）におけるハード・ソフト対策の事業計画等を踏まえ、**流域治水対策**（下記①～③）を検討する。
 - ①**氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策**（河川整備など）
 - ②**被害対象を減少させるための対策**（住まい方の工夫など）
 - ③**被害の軽減、早期復旧・復興のための対策**（ハザードマップなど）

●流域治水プロジェクトの策定・公表

- ・流域治水対策を定め、**流域治水プロジェクトとして公表**する。

●流域治水対策の共有

- ・流域治水の**全体像を共有**する。

●流域治水プロジェクトの取組に関するフォローアップ

- ・流域治水対策の取組に関する**フォローアップ**を行い、**情報共有**を図る。
- ・必要に応じて、流域治水プロジェクトの**見直し**を行う。

各河川で土砂掘削や樹木伐採などを進めながらも、流域のあらゆる関係者と協働して取り組むためには、流域治水プロジェクトの作成を通じて対策の全体像を示すことが必要であり、以下の流れで流域治水を推進する。

1. 水害の激甚化及び頻発化に備えるため、「流域治水プロジェクト」による計画的な防災・減災対策を推進する。
2. 今後の出水状況などを踏まえ、気候変動を踏まえた更なる対策を検討する。

1st

近年の浸水被害状況等を踏まえた対応

- 既改修河川では、計画規模の洪水を安全に流下させることができる河道断面を確保する。
- 未改修河川では、洪水の流下を阻害している箇所を解消する。

主な対策

- 水位低下対策（河道掘削、樹木伐採等）
- 既存ダムにおける事前放流等の実施・体制構築
- 水害リスクを踏まえたまちづくり計画等への反映 等

2st

気候変動を踏まえた更なる対策を検討

